

事務連絡
令和6年11月19日

関係団体の長 殿

島根労働局労働基準部
健康安全課長

「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、送気マスクの使用等に関する留意事項については、平成25年10月29日付け基安化発1029第2号「送気マスクの適正な使用等について」により示しているところではありますが、今般、「日本産業規格（JIS）T 8153：送気マスク」の改訂等を踏まえ、別添1新旧対照表のとおり改正し、改正後の通知は別添2のとおりとなります。

各団体におかれては、会員事業者に対し、改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。